最終更新日：2017年7月3日
大同メタル工業株式会社
代表取締役会長兼最高経営責任者　判治　誠吾
問合せ先：総務センター　　052-205-1400
証券コード：7245
http://www.daidometal.com/jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、株主をはじめ顧客、従業員など様々なステークホルダーから信頼される企業であり続けるために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値を高めることを目指した取締役会体制を構築し、経営効率を高めるために執行役員制度を導入し、また、透明性・公正性・公明性を高めるために社外取締役による他の取締役に対する監督監視機能及び社外監査役による監査機能の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

・筆頭独立社外取締役の選任［補充原則４－８－２］
当社は、第108回定時株主総会以降、独立社外取締役２名を選任しておりますが、独立社外取締役間の連携や、経営陣幹部との意思疎通等に支障は生じておらず、独立社外取締役が監督監視機能を果たすことのできる環境が確保されていると判断しております。そのため、現時点においては、筆頭独立社外取締役の選任はしておりませんが、引き続き、独立社外取締役の意見を踏まえて、独立社外取締役の人数が変わった場合などの機会に、その選任の要否を検討してまいります。

・任意の委員会設置［補充原則４－１０－１］
当社は、現在、社内メンバー ２名、社外メンバー ２名 の計４名で構成されるアドバイザリーボードを設けており、経営全般、取締役の報酬等についても審議する役割を担っております。
また、任意の「指名委員会」については設けず、取締役会構成メンバー全員で協議できる体制となっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

・政策保有に関する方針［原則１－４］
当社は独立系企業として特定の企業グループには所属していないことから、資材等の購入先や商品の販売先との安定的かつ円滑な関係を維持し、ビジネスを継続することが必要となります。こうした取引先が上場企業の場合、株式を保有することで取引先とビジネスパートナーとしての強固な関係が築かれる等のメリットがあり、上記のとおりビジネス上有益と考えております。また、金融機関の株式保有も概ね同様のメリットがあります。また、地域社会及び伝統文化への貢献も重要であることから、これらに大きく係わる上場企業の株式についても、これを保有することでメリットがあると判断した株式について継続保有していく方針です。なお、仮に発行会社の業績に大きな変化があり株価が大幅に下落した場合その他の当社が継続保有によって不利益を受けるおそれが生じた場合は、その保有の適否等について取締役会において随時見直しを行ってまいります。
なお、当社が保有する上場株式は、退職給付信託設定のための株式拠出分を除き１８億円程度と、総資産に占める割合は１．２％であり、当社業績に大きな影響はないものと考えております。当社が政策的に保有している主要な上場株式等については、当社ホームページ掲載の「第109期 有価証券報告書」に記載しておりますので、併せてご参照ください。
※「第109期 有価証券報告書」：(https://www.daidometal.com/jp/wp-content/uploads/sites/4/2017/06/s_109_4_securities_report.pdf)

・議決権行使基準［原則１－４］
当社は、取引先との円滑な関係や金融機関との安定的且つ継続的な関係の維持等の実現を基本方針として政策保有株式の議決権を行使しております。今後も、この基本方針に従い議決権を行使してまいりますが、その行使にあたって議案の趣旨等を確認する必要があると判断した場合は、取引先や金融機関との対話を図ってまいります。その結果、基本的には経営者の判断を尊重いたしますが、例外として、企業価値を大きく毀損する議案や当社との取引に影響が生じるような議案については、個別に判断いたします。

・関連当事者間の取引に関する社内手続き［原則１－７］
当社は、取締役が自己又は第三者のために当社とする取引及び当社が取締役の債務を保証すること、その他取締役以外の者との間において会社と当該取締役との利益が相反する取引（いわゆる利益相反取引）に関しては、予め取締役に重要な事実を開示させた上で、当社取締役会にて当社や株主共同の利益を害しないかを審議し承認するか否かを判断することとしており、グループ関係会社間の取引においても同様の取組みを徹底しております。
また、かかる取組みが実効的に運用されているかについては、会計監査人の重要監査項目にも挙げられており、監査役監査の重点項目の一つとすることによって、随時確認しております。
なお、当社には主要株主は現在存在しておりませんが、今後、主要株主との間で取引を行うような事態が生じたときは、予め当社取締役会にて当社や株主共同の利益を害しないかを審議し承認するか否かを判断いたします。

・経営理念、経営戦略、経営計画の策定［原則３－１　(1)］
当社では、弊社グループの企業理念（経営理念）について、当社のホームページにおいて掲載しております。
また、経営戦略・経営計画の概要については、以下の書類にて開示しておりますので、ご参照ください。
1. 有価証券報告書及び決算短信
2. 事業報告
3. その他の情報開示（任意開示など）

なお、機関投資家及び個人投資家を対象とする決算説明会、企業説明会等においても、経営戦略・経営計画について公表しております。
※企業理念：(https://www.daidometal.com/jp/company/the-code/)

※経営戦略・経営計画：(https://www.daidometal.com/jp/investors/business-plan/)

・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針 [原則3－1 (2)]
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針については、当報告書の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

・経営陣幹部と取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き [原則3－1 (3)]
当社では、重要な使用人のうち、執行役員を経営陣幹部と位置付けております。
1. 執行役員の報酬について
使用人である執行役員に対する報酬については、取締役会にて承認された社内規程に基づき算定し決定しております。
2. 取締役の報酬について
取締役の報酬については、当社ホームページ掲載の、「第109回 定時株主総会招集ご通知」及び「第109期 有価証券報告書」に記載しておりますのでご参照ください。
※「第109回 定時株主総会招集ご通知」：
(https://www.daidometal.com/jp/wp-content/uploads/sites/4/2017/06/J _ 2017 _ Convocation _ Full _ Document.x14795.pdf)
※「第109期 有価証券報告書」：(https://www.daidometal.com/jp/wp-content/uploads/sites/4/2017/06/s _ 109 _ 4 _ securities _ report.pdf)

・経営陣幹部と取締役・監査役の指名を行うにあたっての方針と手続き [原則3－1 (4)]
当社では、取締役・監査役及び執行役員候補者の指名については、社内規程に基づき、業務経験、経営感覚、指導力、統率力、人格、倫理観、健康等を考慮し、取締役会において協議し決定しております。

・経営陣幹部と取締役、監査役の個々の選任・指名についての説明 [原則3－1 (5)]
1. 執行役員の選任について
社内規程に基づいて取締役会において選任理由を説明し、選任しております。
2. 取締役・監査役候補者の選任について
候補者の選任にあたっては、経営感覚・指導力・統率力に優れていることや、役員に相応しい人格や意見等を有することなどを総合的に勘案したうえで、取締役会において選任・指名理由の説明を行っております。
なお、社外取締役及び社外監査役の選任理由については、当社ホームページ掲載の、「第109回 定時株主総会招集ご通知」に記載しておりますのでご参照ください。
※「第109回 定時株主総会招集ご通知」：
(https://www.daidometal.com/jp/wp-content/uploads/sites/4/2017/06/J _ 2017 _ Convocation _ Full _ Document.x14795.pdf)

・取締役会審議事項と経営陣への委任事項 [補充原則4－1－1]
当社は、取締役会規則に取締役会にて決議すべき事項を規定している一方、適正な執行部門の監督と意思決定のスピードの点から取締役へ委任すべき事項についても定めており、これらの事項については代表取締役2名に包括委任する他、各取締役に個別委任しております。
事業規模の拡大などにより現在の委任状況を維持することで弊害が生ずる場合や、執行役員への委任事項を拡大した際に生じる監督範囲の広域化への対応の必要が生ずる場合等もあり得るところ、随時、適正な執行部門の監督と意思決定のスピードを高いバランスで両立できているかモニタリングし、必要に応じ、取締役会における決議事項や、取締役や執行役員への委任事項の見直しを行います。

・独立社外取締役の2名以上の選任 [原則4－8]
当社では、会社法および東証の独立性判断基準に加え、当社独自に定める独立性判断基準を満たした独立社外取締役を2名選任しております。

・独立性判断基準 [原則4－9]
当社は、東京証券取引所の独立役員制度における独立性判断基準を参考に、より厳しい当社独自の独立性判断基準を設けており、原則として、当該基準により独立性が認められる方を独立社外取締役または独立社外監査役として選任し、届出をしております。当社の独立性判断基準につきましては、当社ホームページに掲載しております。
※「独立性判断基準」：(https://www.daidometal.com/jp/wp-content/uploads/sites/4/2015/11/governance20151112 _ 002.pdf)

・取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性、規模に関する考え方 [補充原則4－11－1]
当社は、社内取締役4名、社外取締役2名を選任しており、迅速な意思決定を行う体制として適切な規模を維持しております。
また、取締役会は経営、生産・販売、技術、財務等に関する知見のある取締役をもって構成しております。
他方、取締役会の構成の多様性については、今後、当社取締役会において議論を重ねて追求してまいります。

・取締役・監査役の兼任状況 [補充原則4－11－2]
当社では、事業報告及び有価証券報告書などにおいて、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼任状況を開示しておりますが、その兼任状況に照らし、当社の取締役・監査役としての業務を適切に遂行できる状況が確保されていると考えております。

・取締役会全体の実効性に関する分析、評価の概要 [補充原則4－11－3]
当社では、取締役会が実効的に運営されていることを確認すると共に、抽出した課題を改善の礎とすることを目的とし、取締役会の実効性評価制度を導入しております。
2017年4月には前年の評価結果に基づく改善内容の報告と共に、2016年度における取締役会の役割、運営体制等に関し、社内外の取締役および監査役合計10名からご意見を頂き、5月の取締役会にその結果が報告されました。
その結果、当社の取締役会は、経営の迅速な意思決定を行うに足る十分な審議および運営ができていると評価できましたが、付議内容の事前周知が十分にできるよう、引き続き準備の充実を図ってまいります。
今後につきましても定期的に評価内容の見直しを図りながら実効性に関する評価を実施し、 評価結果を充分に活用することによって、より実効的な取締役会が実現できるよう不断の改善に努めてまいります。

・取締役、監査役に対するトレーニング方針の策定 [補充原則4－14－2]
当社では、取締役及び監査役は新任研修、講演会等に参加し研鑽を図っております。その他、法改正等の折には、その都度、外部専門家を

招き、適宜社内セミナーを実施していく方針です。

・株主との建設的な対話を促進するための体制整備、取り組みに関する方針の策定 [原則5－1]
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、株主と建設的な対話を行うことが重要と認識しております。株主との対話の場として、機関投資家やアナリスト向けには、経営トップによる中長期経営ビジョン、決算等の定期的な説明会を実施し、IR担当部門による個別面談等を随時実施しております。また、個人投資家向けには、証券取引所や証券会社が主催するIRイベントにおいて、説明会を実施しております。
また、2016年4月より、社内に広報・IRの専門部署を設置し、建設的な対話の一層の促進を行う体制を整備しております。
なお、現在の「IRに関する活動状況」につきましては、当報告書（III. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況 2. IRに関する活動状況）に記載しておりますのでご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,028,700	7.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,262,000	5.68
三井住友信託銀行株式会社	1,978,000	4.96
株式会社みずほ銀行	1,977,008	4.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,822,218	4.57
東京海上日動火災保険株式会社	1,661,479	4.17
大同メタル友栄会持株会	1,295,500	3.25
ザ セリ ワタナ インダストリー カンパニー リミテッド 703000	1,000,000	2.51
日新製鋼株式会社	909,000	2.28
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	886,000	2.22

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
武井　敏一	その他											
星長　清隆	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
武井　敏一	○	同氏は、公益財団法人国際金融情報センター常務理事という重要な兼職をしておりますが、当社と公益財団法人国際金融情報センターとの間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。	過去に会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたり日本銀行の業務執行及び統括管理を務められており、国際業務に精通し、かつ豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督・監視していただけるものと判断しております。 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は平成29年6月29日第109回定時株主総会終結の時をもって2年であります。

星長　清隆	○	同氏は、藤田保健衛生大学学長及び学校法人藤田学園専務理事という重要な兼職をしておりますが、当社と学校法人藤田学園との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。	過去に会社の経営に関与したことはありませんが、大学教授を務められた後、病院院長及び大学学長を歴任されるなど、病院及び大学の組織運営者としての豊富な知識と経験をもとに、当社の経営を監督・監視していただけるものと判断しております。 なお、同氏の当社社外取締役就任期間は平成29年6月29日第109回定時株主総会終結の時をもって1年であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	―
報酬委員会に相当する任意の委員会	アドバイザリーボード	4	0	2	0	2	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の報酬の決定については、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザリーボードを設置し、個別の支給額等を協議・決定しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査役監査、内部監査（監査センター）及び監査法人監査の三様監査による監査体制を確立しております。

監査役は監査センターの内部監査計画や監査実施結果の報告を受けるとともに、監査センターチーフ（部門長）との会合を定期的に開催（原則年4回）し、双方の監査報告の内容に基づき業務の執行状況を確認・検証し、監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っております。

また、監査役は監査法人との会合も定期的に開催（原則年4回）するほか、監査法人による往査や実地棚卸にも立会うなど、年間を通じて監査法人と積極的に意見や情報の交換を行っております。

監査センターは内部監査計画や監査実施結果を監査法人に報告するとともに、双方の監査報告の内容に基づき業務の執行状況を確認・検証し、監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っております。

なお、監査役、監査センター及び監査法人は、内部統制推進センターとも随時会合を開催し、内部統制に係る監査の実効性を確保するため積極的に意見・情報交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田辺　邦子	弁護士													
松田　和雄	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)　更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田辺　邦子		同氏は、田辺総合法律事務所パートナー及びKDDI㈱社外取締役という重要な兼職をしておりますが、当社と田辺総合法律事務所及びKDDI㈱との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。	会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、遵法性の観点から監査を行うことが可能であり、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏の当社社外監査役就任期間は平成29年6月29日第109回定時株主総会終結の時をもって14年であります。
松田　和雄	○	同氏は、日本精工㈱理事及び住友ベークライト㈱社外取締役という重要な兼職をしておりますが、当社と日本精工㈱及び住友ベークライト㈱との間に、当社「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性がないと判断されるような取引関係はありません。 また、同氏は、当社の取引先かつ大株主である㈱みずほ銀行に在籍しておりましたが、平成15年5月に同行を退任してから10年超が経過いたしております。当社は㈱みずほ銀行との間で借入、預金等の取引があります。	長年、銀行や証券会社で培ってきた財務及び国際業務等に精通しており、また製造会社の経営に携わった知識、経験を活かし、企業経営の会計及び業務執行を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。 なお、同氏の当社社外監査役就任期間は平成29年6月29日第109回定時株主総会終結の時をもって6年であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

社外役員の独立性については、株式会社東京証券取引所の独立役員制度における判断基準を参考に、より厳しい当社独自の判断基準「社外役員の独立性判断基準」を設けており、原則として、当該基準により独立性が認められる方を独立社外取締役、または独立社外監査役として届け出をしております。

当社の独立性判断基準につきましては、当社ホームページに掲載しております。
※「社外役員の独立性判断基準」：(https://www.daidometal.com/jp/wp-content/uploads/sites/4/2015/11/governance20151112_002.pdf)

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬体系は、「月額報酬」と「賞与」により構成されています。

「月額報酬」の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位だけでなく、当事業年度の連結の売上高、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた支給割合に基づき、アドバイザリーボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されています。

「賞与」の支給総額は、当事業年度の株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けるとともに、アドバイザリーボードの諮問に対する答申を踏まえ、取締役会において決定し、株主総会に付議いたします。

「賞与」の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位だけでなく、当事業年度の連結の売上高、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた支給割合に基づき、アドバイザリーボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されています。

なお、アドバイザリーボードは、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成されております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役については、それぞれ報酬等の総額を開示し、社外取締役及び社外監査役については合算金額の開示をすることとしております。
また、報酬等の総額が1億円以上である役員については、有価証券報告書にて個別開示することとしております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【報酬等の額又はその算定方法に係る決定方針の内容、その決定方法等】

1.取締役の報酬について
取締役会で制定した取締役報酬規程において、取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持並びに、業績と企業価値の向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・責任・業績に報いる相応しいものとすることを基本方針としております。また、報酬の客観性・透明性を確保することなどを目的に、社外メンバー・社内メンバーで構成するアドバイザリーボード(以下「ボード」といいます。)を設置し、個別の支給額等を協議・決定しております。

具体的な体系、決定方法などは次のとおりです。

(1)取締役の報酬体系を「月額報酬」と「賞与」により構成します。
なお、社外取締役を選任した場合の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、「月額報酬」のうち「固定報酬」のみとします。

(2)「月額報酬」
・代表取締役の役位、あるいは取締役で執行役員を兼務する場合の役位に応じた業務執行の役割・責任等に対する「固定報酬」と、前事業年度の会社の連結業績指標に連動し個人別の会社への貢献度も加味した「連結業績連動報酬」から構成されます。
・月額報酬の個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、連結の売上高、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた支給割合に基づき、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

(3)「賞与」
・株主総会に付議する支給総額は、株主に対する配当の額に応じて一定の上限を設けるとともに、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定します。
・個別の支給額は、あらかじめ定めてある役位、連結の売上高、親会社株主に帰属する当期純利益に応じた支給割合に基づき、ボードの諮問に対する答申を踏まえて、取締役会において決定されます。

2.監査役の報酬について
監査役の報酬は、独立性及び中立性を担保するため、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。個別の支給額は、監査役の協議により

決定します。

なお、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度については、平成18年6月29日開催の第98回当社定時株主総会終結の時をもってこれを廃止しており、同総会において、同総会終結の時までの在任期間に対応する役員退職慰労金の支給に関して承認を受けております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査役（社外監査役を含む）を日常的に補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置しております。
また、取締役会の付議事項にかかる資料の事前配布や議事その他の情報を必要に応じて提供することとしております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、部門長を兼ねる執行役員制度の導入による経営責任の明確化、社外取締役の選任による監督・監視機能の強化、社外監査役の選任による監査機能の強化、経営戦略会議等の設置による意思決定機能の強化を図るため、下記の体制を採用しております。

（1）取締役会は当社の業務執行を決定し、個々の取締役の職務の執行を監督しますが、実際の職務執行については執行役員や従業員に権限を委譲しております。取締役会は意思決定の迅速化を図るため、取締役6名（平成29年6月29日開催の第109回定時株主総会を経て、平成29年6月29日現在、取締役の人数は6名となっております。）と少人数で構成され、原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催されております。
　また、取締役会とは別に、経営上の重要事項を討議する場として、常勤監査役も出席する経営戦略会議が、原則毎月2回開催されております。

（2）監査役会は取締役の職務執行を監査しております。監査役会は、社内監査役1名のほか、経営の透明性を高めるために社外からの監査役2名を加えた3名で構成され、原則毎月1回、その他必要に応じて臨時に開催されております。

（3）監査役は、監査役会が設定した監査役監査基準に基づき、監査方針・監査計画等に沿って取締役の職務執行を監査しており、監査役を日常的に補助すべき部門として、取締役から独立した「監査役事務局」を設置しております。
　監査役は、具体的には、取締役会その他重要会議への出席、取締役、使用人及び会計監査人等から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の行為の差し止めなど必要な措置を適時に講じるほか、代表取締役と定期的な会合を持ち、経営方針の確認と会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境の整備状況、監査における重要課題等について意見交換をしております。
　また、海外、国内子会社の経営及び業務の監査を各監査役が分担し、グループ全体の経営状況の把握と視点を変えての監査を的確かつ効率的に実施しております。

（4）社外監査役全員は、原則毎月開催しております取締役会及び監査役会に出席しております。
　また、取締役会付議事項に係る事前配布説明資料を前もって確認したうえで、原則取締役会前に開催される監査役会において協議を行い、取締役会でその都度意見等を述べております。

（5）当社の内部監査部門である監査センター（3名）は、社長直属の組織として法令・社内規程・社内ルールや職務分掌に基づく遂行等に対する遵守状況、それに内部統制システムの整備・運用・改善状況等を検証する目的で内部監査を実施しております。
　内部監査は、海外関係会社を含む全部署を対象とし、リスクの重要度を考慮し、社長の承認を得た年度方針・監査計画に沿って実行されております。
　内部監査は海外を含む経営活動全般を対象に、具体的には業務監査、テーマ監査の他、内部統制監査、不正発見監査等を行っております。

（6）リスク管理体制の整備につきましては、経営及びコンプライアンスリスクの対応強化、徹底を図るために次の体制を構築しております。
・コンプライアンスリスクの未然防止に関する課題の明確化と対応策の策定、社内（当社及びグループ会社）周知と具体的展開等を統括する機関として「企業行動倫理委員会」を設置しております。「企業行動倫理委員会」では、会社規則や法令などを遵守していくうえでの指針となる「行動憲章」及び「行動基準」の制定及びリスク変化に追随するための見直しを行っております。
・自然災害、技術、品質、知的財産、環境・安全等の経営リスク及びコンプライアンスリスクなどの認識と共有を図り、その回避に向けた活動を推進するため「リスク管理委員会」を設置し、それらに内在するリスクの内容及び程度を評価・把握するとともに、毎年、損害の影響度や発生の可能性に基づき各リスクについての優先度を決定した上で、リスク低減対策を的確に推進しております。
　また、これらの委員会で協議・決定された内容については、経営会議においても各リスクの内容及び程度並びに優先度を確認のうえ、適宜経営に反映させております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

企業統治の体制を採用する理由は、部門長を兼ねる執行役員制度の導入による経営責任の明確化、社外取締役の選任による監督・監視機能の強化、社外監査役の選任による監査機能の強化、経営戦略会議等の設置による意思決定機能の強化を目的としているためです。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知は、株主総会開催日の約3週間前に発送しています。 また、発送日に先立ち、株式会社東京証券取引所が運営するTD-Net 及び当社ホームページで早期開示しています。 なお、2017年は6月8日に開示、6月9日に発送を行いました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ＩＣＪが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知（全文）の英文を、和文の開示と同日に株式会社東京証券取引所が運営するTD-Netで開示しました。 また、招集通知（全文）の英文を当社ホームページで開示しました。
その他	・株主総会終了後速やかに議決権行使結果を当社ホームページで開示しています。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社「行動憲章」にて情報開示に係る条項を定め、会社情報の適正管理を図り、タイムリーかつ適正な開示を行い、企業の透明性を高める旨を宣言しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名古屋証券取引所や証券会社主催の個人投資家向けセミナー等に参加し、担当役員などにて対応しています。 （名古屋証券取引所主催のIRイベント、セミナー　年2回程度）	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	経営トップを説明者として決算説明会（第2四半期、期末決算）を実施しています。 また、名古屋証券取引所主催のアナリスト向けセミナー等に参加し、担当役員などにて対応しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、招集通知、営業のご報告、会社案内、ＦＡＣＴ ＢＯＯＫ、ＣＳＲ報告書等を掲載しています。 また、英語版ホームページに英文招集通知、英文FACT BOOK等のIR資料を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署は、総務センター（広報グループ）です。	
その他	機関投資家、証券会社との個別面談等による対応を随時実施しています。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主様をはじめとするステークホルダーに対しては、当社ホームページに「行動憲章」、「企業理念」、「行動指針」及び「環境方針」を掲載し、当社の基本方針を明示しています。

環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ＩＳＯ１４００１を取得済です（新たに設立した工場を除き、既に本格稼働の工場については、生産子会社も含め全社取得済）。 ＣＳＲ報告書を発行しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示については、情報開示検討チームにて開示の必要性を判断し、必要に応じて取締役会の承認を得た後に開示される体制となっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において『内部統制システム』に関する基本方針、すなわち会社法及び会社法施行規則に定める「株式会社の業務の適正を確保するための体制」を定めているほか、コンプライアンスユニット内に「内部統制推進センター」を設置し、財務報告にかかる内部統制システムの整備、運用や企業統治の体制整備とその充実に努めております。

「株式会社の業務の適正を確保するための体制」の概要は以下のとおりであります。

1．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・総務センターを取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の責任部門とする。
・総務センターは、「取締役会規則」、「取締役会細則」、「機密管理規程」を含む取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を整備するものとし、当該情報の保存及び管理を担当する部門に必要な対応を指示することができる。
・前項が規定する取締役の職務の執行に係る情報とは、次のものを指す。
ア．取締役会議事録、経営戦略会議議事録等
イ．中期経営計画書、短期経営計画書
ウ．買収・出資等に関わる重要な契約書等
エ．その他、稟議書等の取締役会が指定した重要な情報

2．当社の損失の危険に関する規程その他の体制

・リスク管理委員会を当社の損失の危険に関する規程その他の体制の責任委員会とする。
・リスク管理委員会は「リスク管理規程」に従いリスクを適正に管理する体制を整備する。
・リスク管理委員会は、経営上モニタリングを行うべきリスク項目を定めた上で、取締役会に報告をする。
・リスク管理委員会は、リスク項目毎に低減対策の統括部署を定め、進捗管理を進めると共にリスクの管理状況（結果）について取締役会に報告する。

3．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営企画センターを、当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の責任部門とする。
・各所管部門は、当社の経営方針を踏まえ、中期経営計画、短期経営計画、設備投資計画、資金計画などの経営計画の策定及び経営資源の配分の立案を行う。
・各所管部門は、経営計画の進捗状況に関する各担当部門からの報告を取りまとめ、取締役会において報告する。
・経営企画センターは、効率的かつ適正な組織の構築や業務執行に資するよう、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の諸規程を必要に応じ整備（制定・改訂）する。
・業務執行取締役は、自己の職務が効率的に行われていること及び適正な意思決定がなされていることを、取締役会に3か月に1回以上報告をする。

4．当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・企業行動倫理委員会を当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の責任委員会とする。
・企業行動倫理委員会は、社内規程等を遵守していく上での「行動憲章」「行動基準」を立案し、必要に応じて取締役会の承認を経てその内容を改訂する。
・企業行動倫理委員会は「行動基準運用管理規程」に基づいて、コンプライアンスに関する規程その他の重要事項の審議を行い、担当する部門に必要な対応を指示する。
・企業行動倫理委員会は、コンプライアンスユニットに指示して、コンプライアンス体制の強化・徹底を図るために従業員に対するコンプライアンス教育・研修を定期的に実施させ、コンプライアンスの意識の周知徹底を図る。
・企業行動倫理委員会は、定期的にコンプライアンスの状況を取締役会及び監査役会に報告する。
・総務センターは、「行動基準」に掲載された「反社会的勢力に対する姿勢」に対して、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体に毅然とした態度で対決すべく全社的な統括を行う。
・総務センターは、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にすると共に、反社会的勢力と疑われる団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起を含めた一元管理を行う。

5．当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

・コンプライアンスユニット及び経営企画センターを、当社グループにおける『内部統制システム』の責任部門とし、グループ会社に対しても『内部統制システム』の整備、運用を推進する。
・コンプライアンスユニットは、当社グループにおけるコンプライアンス体制が適正かつ有効に運用及び評価されるよう、グループ会社へ「行動憲章」「行動基準」を周知徹底し、「就業規則」その他必要な規程・手順等の整備を推進する。
・経営企画センターは、当社及びグループ会社間における職務の効果性・効率性を確保するため、「関係会社管理規程」の見直しを適宜実施し、全グループ会社に周知徹底する。
・経営企画センターは、グループ会社に業務執行状況及び財務状況等について「月次報告書」等で毎月報告を行わせる。
・リスク管理委員会は、グループ会社における損失の危険（リスク）の管理体制に関する方針を立案し、グループ会社はその方針に沿って規程を整備し運営する。また、グループ会社は活動状況について定期的に当社のリスク管理委員会に報告を行う。
・各責任部門は、取締役会及び監査役会への定期報告の際に、グループ会社の『内部統制システム』の各体制の整備及び運用状況についても報告する。

6．当社の監査役の補助使用人の設置、独立性及び指示の実効性を確保するための体制

・経営企画センターを、監査役補助使用人の配置、独立性確保の体制の責任部門とする。
・当社の監査役を日常的に補助すべき部門として取締役から独立した「監査役事務局」を設置する。
・「監査役事務局」を担当する従業員の人事異動及び人事考課については、監査役会は事前に報告を受け、必要な場合は人事担当役員に変更を申し入れることができる。
・「監査役事務局」を担当する従業員は専任とし、監査役からの指揮命令に基づき職務を遂行する。

7．当社グループの取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

・コンプライアンスユニット長を、当社の監査役に報告するための体制の責任者とする。
・当社の取締役等及び使用人は、法定事項に加え、次の事項関し、発生した段階で速やかに、当社の監査役に報告する。
　ア.監査役が出席しない経営会議等で審議・報告された案件
　イ.会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
　ウ.監査センターが実施した当社グループの内部監査の結果
　エ.内部通報に関する通報等の状況及びその内容
　オ.上記のほか、当社の監査役会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項
・「内部通報・報告相談規程」で社内及び社外の内部通報・報告相談窓口について規定し、内部通報体制の整備及び運用について国内グループ会社の従業員へ周知徹底する。
・グループ会社の役職員又は当該役職員から報告を受けた者は、当社の監査役に監査役の職務の執行に有用な情報を適宜報告する。
・内部通報に基づき違反行為等が明らかになった場合は、コンプライアンスユニット長は「企業行動倫理委員会」において改善・是正措置及び再発防止策について実施状況を報告し、調査結果とあわせ、取締役会及び監査役会に報告する。
・当社は、当社の監査役に報告を行った従業員（グループ会社の従業員を含む）が当該報告のみを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを受けないことを保証する。

8．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・コンプライアンスユニットを監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制の責任部門とする。
・当社は、当社の監査役及び監査役会が、代表取締役と定期的な会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、当社グループが対処すべき課題及び当社グループを取り巻くリスクのほか、監査役が実施する環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する体制を維持する。
・当社は、当社の監査役の職務執行に必要な監査費用について、前払い又は請求後に所要額を支払うものとする。

9．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、当社では、取締役会議事録他の社内文書につきまして、「文書管理規程」及び「機密管理規程」の定めに従い保存期間や管理方法を決めるなど、的確な保存管理の実現を図っております。損失の危険の管理につきましては、年間2回のリスク管理委員会を開催し、国内外の関係会社を含む当社グループ全体のリスクについて洗い出しを行い、リスク低減対策を講じ、その結果を取締役会に報告しております。
　また、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、中期経営計画に基づき、年度経営方針、短期経営計画を作成し、それらを当社グループ全社に徹底させることにより効率的な業務執行の実現を目指し、部門長会議及び方針管理報告会において、その達成状況を検証いたしました。
　さらに、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、当社グループにおいてコンプライアンス違反又はその疑いのある事案が発生した場合に、当社に対して報告を行う体制を整備しており、報告を受けた内容は取りまとめの上、取締役会及び監査役会に報告しております。また、当社グループ会社から当社に対し予算、設備投資、リスク管理、コンプライアンス状況等の申請・報告を行う制度を整備し、当社グループ会社の管理体制を強化しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業倫理の基本原則を定めた「行動憲章」の第7条に「反社会的勢力に対する姿勢」を掲げ、企業の健全な活動に脅威を与える勢力・団体には毅然とした態度で対決してまいります。

・当社は、総務センターが所管部門として全社的な統括を行い、外部機関（関係する官公庁・団体・弁護士等）との連携を密にすると共に、反社会的勢力と疑わしい団体等の情報収集に努め、社内展開と注意喚起等を含めた一元管理を行っております。
・「行動憲章」に則り、事業活動を遂行するうえでの具体的遵守事項を定めた「行動基準」を当社グループの全役職員に配布し、「反社会的勢力に対する姿勢」を明示のうえ、啓蒙を図っております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容
当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は以下のとおりであります。

当社は、中長期的な視野に立って、販売・生産・技術・新事業などの事業戦略を掲げ、安定的な発展と成長を目指しておりますが、企業を取り巻く環境は常に大きく変化しており、その短期的な経営判断は将来に向けた持続的な成長を確実なものとするうえで極めて重要な舵取りを要求されます。
中期経営計画におきまして、平成24年度から平成26年度までの第1ステージで事業基盤を再構築し、平成27年度から平成29年度までの第2ステージの最終年度において、当社グループのチャレンジ目標である「連結売上高1,110億円、営業利益167億円、営業利益率15%以上」の達成を目指す計画であります。
今後につきましては、中期経営計画を着実に実行に移すことで持続可能な経営基盤を確固たるものとし、企業価値を一層高めるよう努めてまいります。
そして、当社は、当社の顧客及び仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民その他のステークホルダーと協調しながら、短期的かつ急激な変化への柔軟な対応と、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を目指し、そのような持続的な成長によって得られる利益を株主の皆様に還元することが、短期的、一時的な利益を株主の皆様に配当するよりも、株主の共同の利益に資するものと確信しております。
したがいまして、当社は、当社の顧客、仕入先をはじめとする取引先、従業員及びその家族、地域住民などをはじめとして、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を支持して下さる方に、バランスよく株式を保有して頂くことが望ましいと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み
[基本方針の実現に資する特別な取り組み]
ア.中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を実現するための当社の財産の有効な活用
・当社は、これまでも上記中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するために当社の財産を有効活用してまいりました。
・今後も、中長期的な視野に立った企業経営による持続的な成長を実現するためには、今後の市場動向、変化に対応した生産・販売拠点づくり、国内外の子会社の生産性向上など当社レベルまでへの引き上げ及び製品・設計・製造・生産・開発の各技術の世界トップレベルの維持が必要となることから、株主の皆様への利益配当とのバランスを考慮しつつも、積極的な新製品及び生産技術などの研究開発、モノづくり力のアップ、産・官・学による先端技術の活用及び導入、知的財産権での企業防衛などに有効かつ効率的に当社の財産を投資してまいる所存です。
イ．従業員による株式保有の推進
・当社は、従業員持株会加入者に奨励金を支給すること等により、従業員による株式の保有を推進しております。
・引き続き、従業員持株会拡充に向けた積極的な取り組みを実施してまいります。
ウ．地域住民の当社に対する理解の促進
・当社は、主要事業所での親睦行事や地域住民の工場見学会などへの参加等地域住民との交流を行い、地域住民による当社への理解が深まるよう心がけております。

[基本方針に反する株主による支配を防止するための取り組み]
当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されること（以下、「敵対的買収」といいます。）を防止するため、以下のように取り組んでまいります。

まずは、当社の資産を最大限有効活用しつつ、上記の中長期的な視野に立っての企業経営による持続的な成長を実現し、企業価値を増大させ、株主の皆様への適切な利益の還元を可能とするとともに、当社の企業価値の市場における評価の向上に結びつけるべく、積極的なIR活動に努めております。
その上で、継続的に実質株主を把握し、敵対的買収者が現れた場合には、当該敵対的買収者による買収目的の確認及び評価並びに当該敵対的買収者との交渉を社外の専門家の意見を聞きながら行い、当該敵対的買収者が当社の基本方針に照らして不適切と判断した場合には、適切な対抗手段を講じる考えであります。
また、敵対的買収者の出現に備えた事前の敵対的買収防衛策の導入につきましても、これを否定するものではなく、法令、関係機関の指針又は他社の動向も踏まえながら、株主共同の利益を確保しつつ、有効な方策を引き続き検討していく所存であります。

(3) 上記取り組みの妥当性に関する判断及びその理由
上記取り組みが基本方針に合致し、株主共同の利益を侵害せず、当社の役員の地位の維持を目的とするものではない適切なものであることは、その取り組みの態様から明らかであり、対抗手段や敵対的買収防衛策につきましても、基本方針に反する場合にのみ発動するものであることから、適切であることは明らかであると思料いたします。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1)「コーポレート・ガバナンスの体制図」につき、P14添付資料をご参照ください。
(2)「適時開示体制の概要図」につき、P15添付資料をご参照ください。

コーポレートガバナンスの体制図

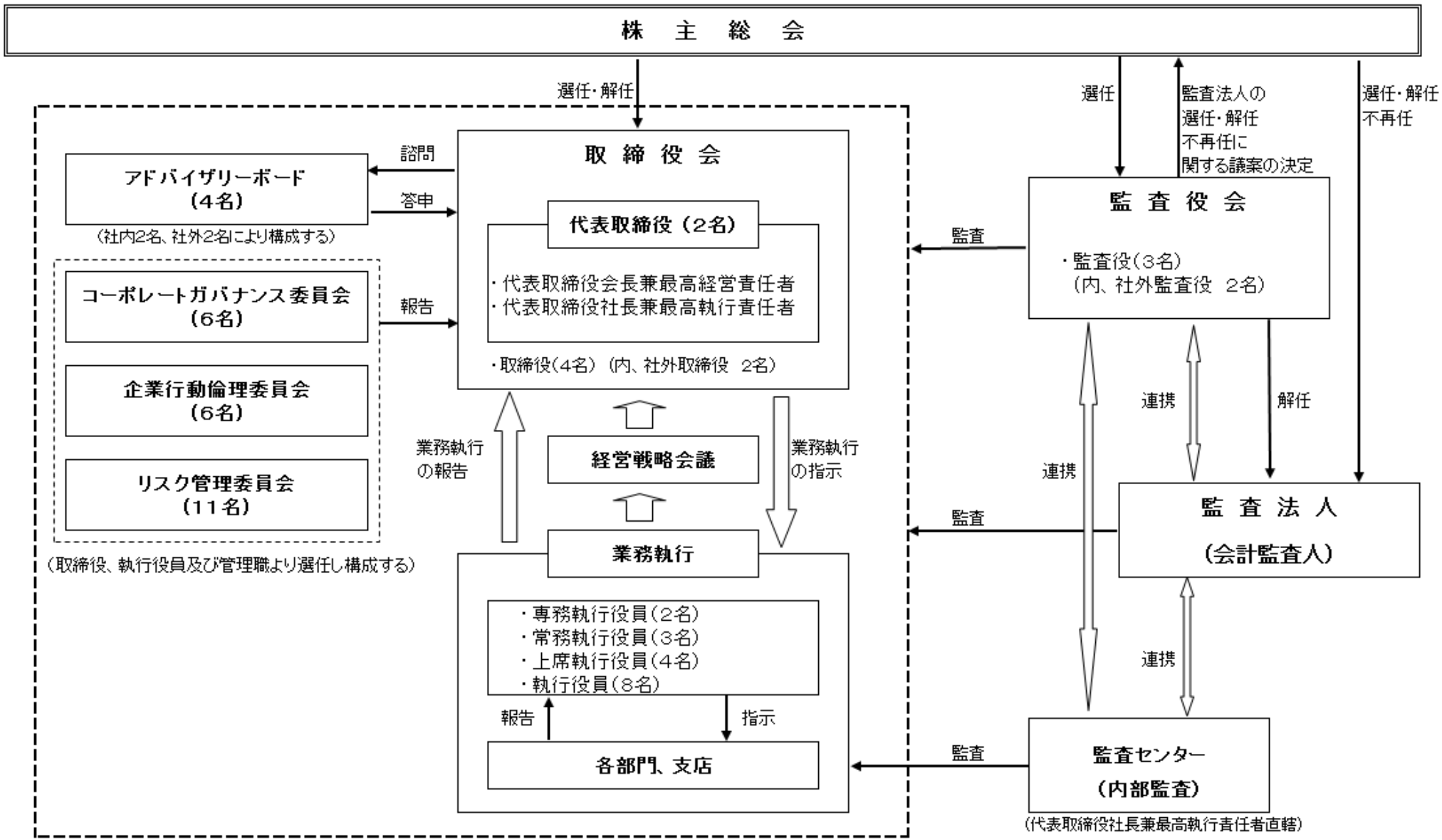

＜ 適時開示体制の概要図 ＞

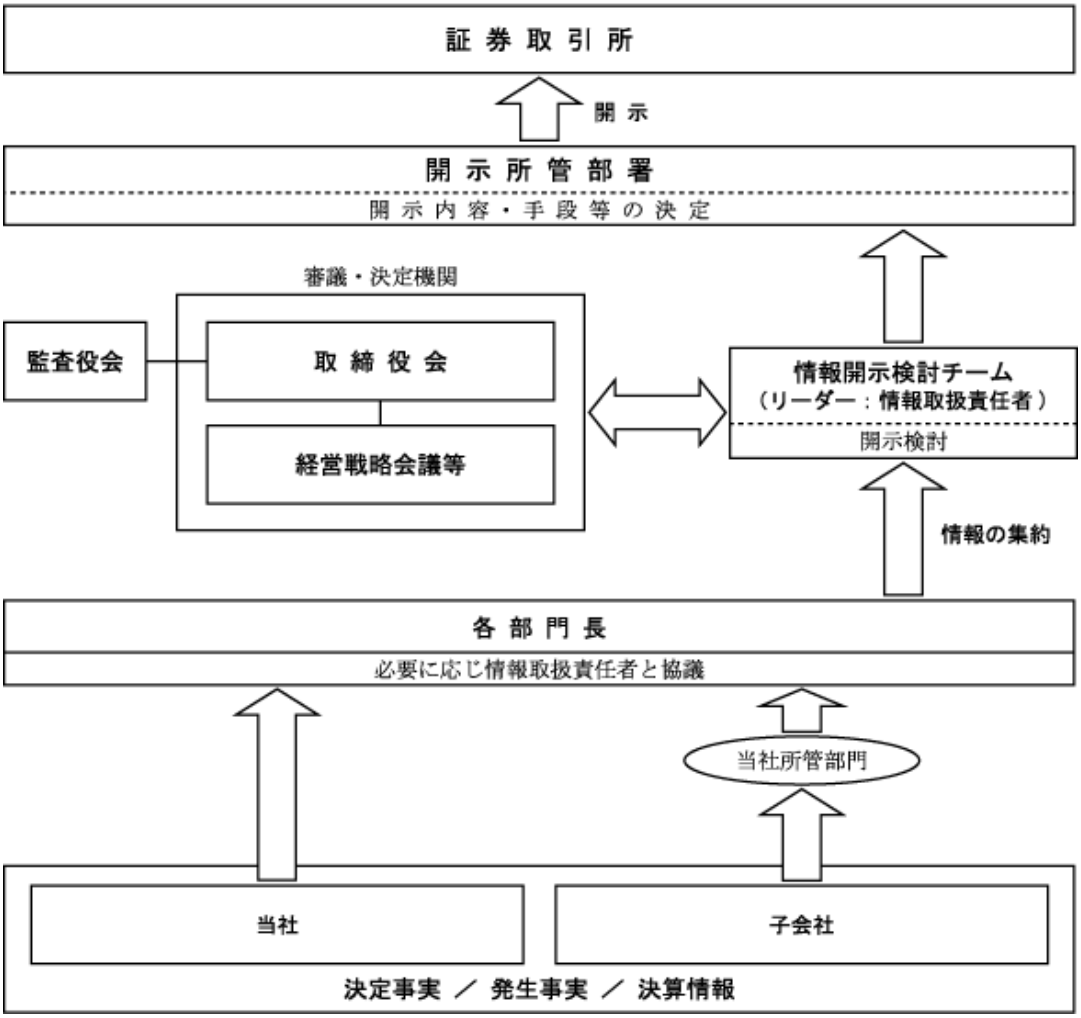
証 券 取 引 所
開 示
開 示 所 管 部 署
開 示 内 容 ・ 手 段 等 の 決 定
審議・決定機関
監査役会
取 締 役 会
経営戦略会議等
情報開示検討チーム
（リーダー：情報取扱責任者）
開示検討
情報の集約
各 部 門 長
必要に応じ情報取扱責任者と協議
当社所管部門
当社
子会社
決定事実 ／ 発生事実 ／ 決算情報